

「財政推計の手法」について

【共通事項】

項目	考え方
推計期間	R5～R19（15年間）
対象会計	普通会計
推計ルール	<p>共通のルールに基づき、年度ごとに推計</p> <p>○R4年度決算をベースとして、（推計）人口と連動して推計する。</p> <p>○人口と直接連動しない費目は変動率を参考に推計する。</p> <p>○変動率には、物価指数や直近3年間の決算額から算出した伸び率を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価指数は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年7月25日）の消費者物価上昇率（ベースラインケース）を用いる。 ・伸び率は、国予算を伴う臨時的かつ大規模な事業や、標準偏差の範囲外となる団体の決算額等の異常値要素を排除し、団体区分毎の平均値として算出したものを用いる。 <p>○経済状況に左右される等、推計が困難なものは期間中横置きとする。</p> <p>○団体固有の数値を用いることも可能とする。</p>
人口推計	社人研将来推計人口（R5推計）を使用。

【歳入】

項目	推計方法	
地方税（市町村税）	個人市町村民税	年齢区分に応じた直近の納税義務者数・市町村民税額（R4）を掛け合わせて算出した額をベースとして、年齢区分別人口の変動率を乗じて各年度算出する。
	法人市町村民税	<p>直近3年間（R2～R4）の決算収入額の平均値に税率引下げ※の影響を反映させた数値をR5以降横置きとする。</p> <p>※税率引下げ影響の反映手法 引下げ前ベースの数値を試算したのち、引下げ割合を乗ずる。</p>
	固定資産税	<p>■土地・家屋 評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算収入額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降3年ごとに推計する。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5については、R4と同額と仮定する。 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。 <p>■償却資産・国有資産等所在市町村交付金 直近3年間（R2～R4）の決算収入額の平均値をR5以降横置きする。</p>
	都市計画税	<p>評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算収入額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降3年ごとに推計する。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5については、R4と同額と仮定する。 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。
	軽自動車税	直近の決算収入額（R4）をベースに20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。
	たばこ税	直近の売渡本数（R4）に税率を乗じたものをベースに20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。
	その他（税）	直近3年間（R2～R4）の決算収入額の平均値をR5以降横置きとする。

譲与税・交付金等	地方消費税交付金	<p>■ 交付額計（総枠） 直近の府内市町村交付額計（R4）をベースとして、R5以降横置きする。</p> <p>■ 交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した総枠のうち従来分については人口及び従業員数により、社会保障財源分については人口により、各年度按分する。 ・各年度の従業員数は、R5年6月分の交付については経済センサス基礎調査（H26）をベースに、R5年9月分以降の交付については経済センサス活動調査（R3）をベースに、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。
	法人事業税交付金	<p>■ 交付額計（総枠） 直近3年間の府の法人事業税決算額（R2～R4、標準税率相当分のみ）の平均値をR5以降横置きする。</p> <p>■ 交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した総枠を従業員数により各年度按分する。 ・各年度の従業員数は、経済センサス活動調査（R3）をベースに、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。
	その他	<p>各税目合計の直近の決算額をR5以降横置き。</p> <p>ただし、地方譲与税のうち森林環境譲与税については、将来の予算規模をベースに、交付基準に従って各年度按分する。交付基準のうち、人口については推計人口を用いることとし、私有林人工林面積及び「林業就業者数については一定と仮定する。</p> <p>【該当税目】 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金</p>
普通交付税（臨財債を含む）	<p>直近の決算額（普通交付税額＋臨財債発行実績額）をR5以降横置きとする。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5以降は全額普通交付税で措置されると仮定する。 	
特別交付税	直近の決算額をR5以降横置きとする。	
分担金及び負担金	直近の決算額をR5以降横置きとする。	
使用料・手数料	直近の決算額をR5以降横置きとする。	
国・府支出金	<p>シミュレーションに基づく各年度の費目別歳出額に、直近の決算額から算出した国・府支出金割合を乗じ、その合計額を算出する。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通建設事業費に計上している大規模事業にかかる財源については、別途計上している。 	
財産収入	直近の決算額をR5以降横置きとする。	
繰入金（財調除く）	原則計上しない。	
繰入金（財調）	シミュレーションに基づく各年度の収支差額を計上する（赤字の場合のみ）。	
繰越金	シミュレーションに基づく前年度の収支差額を計上する（黒字の場合のみ）。	
諸収入	直近の決算額をR5以降横置きとする。	
地方債（臨財債除く）	<p>シミュレーションに基づく各年度の普通建設事業費等に、直近の決算額から算出した地方債割合を乗じて算出する。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通建設事業費に計上している大規模事業にかかる財源については、別途計上している。 	
寄附金（ふるさと納税）	直近の決算額をR5以降横置きとする。	
寄附金（ふるさと以外）	直近の決算額をR5以降横置きとする。	

【歳出】

項目	推計方法
人件費	<p>■退職手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたりの退職金額（直近の実績値をR5以降横置き）に各年度の定年退職者見込数を乗じる。 ※定年延長の要素も加味する。 ・会計年度任用職員については、直近の決算額をR5以降横置きする。 <p>■給与等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたりの職員単価（直近の実績値をR5以降横置き）に各年度の職員数（R4職員数をR5以降横置き）を乗じる。 ・会計年度任用職員については、直近の決算額をR5以降横置きする。
物件費	直近の決算額に物価指数を乗じる。
維持補修費	直近の決算額に物価指数を乗じる。
扶助費	<p>直近の決算額に直近3年間の決算額から算出した伸び率をR8まで乗じ、R9以降は横置きとする。ただし、衛生費については、直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【推計単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉費及び老人福祉費、児童福祉費及び教育費、生活保護費、衛生費、その他に区分し、それぞれを補助事業・単独事業に区分する。
補助費等	<p>直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法適用の公営企業会計は控除し、繰出金として計上する。
普通建設事業費	<p>直近の決算額をベースに物価指数を乗じ、大規模事業分を別途上積みする。</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業を別途計上している。
災害復旧事業費	事業費が推計困難であり、見込まない。
公債費	<p>■新発債</p> <p>シミュレーションにおける歳入の地方債に対して20年定時償還（元利均等）と仮定して各年度に計上する。</p> <p>利率はR5.7月の財政融資資金貸付金利による。</p> <p>■既発債</p> <p>各年度の償還額を反映する。</p>
積立金	シミュレーションに基づく収支差額の1/2を計上する（前年度が黒字の場合）。
投資及び出資金 貸付金	直近の決算額をR5以降横置きとする。
繰出金	<p>■国保特会への繰出</p> <p>直近の決算額に基づく1人あたり費用に75歳未満の推計人口を乗じて各年度算出する。</p> <p>【考え方】</p> <p>直近決算額を厚労省「医療給付実態調査」に基づき、0～39才、40才～64才、65才～の3区分で按分する。</p> <p>■後期高齢特会への繰出</p> <p>直近の決算額に基づく1人あたり費用に75歳以上の推計人口を乗じて各年度算出する。</p> <p>■介護特会への繰出</p> <p>直近の決算額をベースに、府が作成した府内全体の介護給付費総額の推計値の変動率を乗じて各年度算出する。</p> <p>■企業会計（水道・下水）への繰出</p> <p>直近の決算額をR5以降横置きとする。</p> <p>【考え方】</p> <p>法適用の公営企業会計への繰出しも、補助費等ではなく繰出金として計上する。</p>